

将来に渡る良好な水環境を保全するために

広がる下水道供用区域

受益者負担金の納付をお願いします

下水道事業 受益者負担金

令和2年度に 新たに対象となる方

下水道の供用区域の拡大に伴い、順次、下水道建設費の一部を負担する受益者負担金の納付をお願いしています。今年度新たに対象となるのは、南条地区の一部の区域です。(該当者の方には、『受益者申告書』をお送りします。)該当区域に土地を所有・借用している方で、下水道への接続が可能になると、納付をしていただくこととなります。

手続き

『受益者申告書』がお手元に届きましたら、対象となる土地を確認のうえ、申告書を提出してください。提出された申告内

容を審査し、賦課または猶予の決定をします。
負担金額

一つの敷地(土地の筆が複数でも、一つの区画を形成している一団の土地)に対して、一律に負担となる均等割と敷地面積割の合算になります。

○均等割 19万3千円
○面積割 350円/㎡
猶予について

農地などで徴収猶予の要件に当てはまる場合は、負担金の徴収が猶予されます。

納付時期と方法

納期は、8月・10月・12月・2月の年4回となり、5年間で20回の分割納付となりますが、全額一括前納や1年分の前納などには報奨金が交付されます。

すでに納付対象で納付が済んでいない方と、今年度から新たに賦課の対象となる方(賦課決定通知を同封)には、7月中に

納付書を発送します。

接続はお早めに

新たに受益者負担金の賦課対象となる区域を含め、現在下水道が供用開始されている区域において、まだ下水道へ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。

水洗化について

宅内排水設備工事

下水道の宅内排水設備工事は、町に登録されている「下水道排水設備指定工事店」でなければできませんので、工事契約の際に確認してください。工事店の一覧表は建設課にありますのでお問い合わせください。(町ホームページでもご覧いただけます。)

水洗化ローンを ご利用ください

この制度は、下水道が供用開始された区域の方が、宅内から下水道への接続工事(宅内排水設備工事)に要する資金のあつ旋と利子補給を行い、下水道の普及促進を図るものです。

融資あつ旋額

1世帯20万円以上100万円以下(ただし、排水設備工事に要した費用以内)

利率 3・45%(保証料込)

利子補給

利子の2分の1相当を補給

償還方法

5年60回払い以内の元利均等月賦償還

下水道使用料について

下水道に接続すると、水道の使用量に応じて、2か月に一度、下水道使用料を納めていただくようになります。

下水道使用料の納入には、便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストア・金融機関・役場窓口での現金納入もできます。

合併処理浄化槽 設置整備事業の補助金

公共下水道の事業認可区域などの下水道整備計画がされていない区域で、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合は、原則補助対象となります。申請される方は、着工前にご相談ください。

◎問い合わせ先

建設課下水道係
☎82-3111
(内線170・179)
直通75-6208



